

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	自然環境保全条例				
条例番号	昭和47年神奈川県条例第52号	法規集	第5編第2章第1節		
所管室課	環境農政局水・緑部自然環境保全課				
条例の概要	自然環境保全法及び神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における行為の規制その他自然環境の維持及び回復に必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	自然環境を保全することが必要な地域については、自然環境保全地域に指定して、一定の行為を規制する必要がある。自然環境保全法では、県が自然環境保全地域の指定等をするに当たっては条例で定めることとしており、また、本条例に基づき指定した自然環境保全地域は、引き続き保全する必要があることから、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。			自然環境保全地域の指定状況 (平成26年3月31日現在) 70地域11,236.4ha (うち特別地区は石砂山自然環境保全地域内33.47ha)
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例は、自然環境保全法の規定に基づき、同法と同様に、自然環境保全地域の指定や、その区域内における一定の行為の規制等について規定しているもので、本条例に基づき指定された自然環境保全地域は、現在においても良好な自然環境を有しており、県民の健康で快適な生活の確保に寄与している。 また、平成22年度には、生物多様性の確保に寄与することを目的として改正された自然環境保全法に準じて、特別地区における行為の規制の追加などを内容とした条例改正を行う等、本条例は、その目的達成のため有効である。			届出等件数 平成25年度：8件 平成24年度：14件 平成23年度：8件 平成22年度：8件 平成21年度：16件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	自然環境保全法の規定に基づき、普通地区については届出制、特別地区については許可制として、それぞれの区域内における行為に対する規制を本条例で定めることにより、指定時の良好な自然環境の保全が図られており、条例の目的達成のため、本条例は効率的な内容となっている。 なお、条例の運用に当たっては、自然環境保全地域のうち普通地区をボランティアである自然環境保全協力員が、特別地区を非常勤である自然環境保全指導員がそれぞれ巡視を行うなど、条例の目的達成のため、効率的に運用している。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、エネルギー・環境分野の2025年にめざすすべしとして「多様で豊かな自然環境の保全・再生と活用」を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	自然環境保全地域内の一定の行為を制限する規定や罰則規定を有するが、自然環境保全法の規定による規制の範囲内において条例で必要な規制を定めることができるとの同法の規定に基づき規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	